

2010年10月1日

お客様各位

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

当社の苦情処理・紛争解決措置についてのお知らせ

I. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、下記のとおりです。

【当社への連絡方法及び苦情等の申出先】

以下の電話番号、eメールアドレスにご連絡下さい。

電話番号；03-5542-7000 内部統制部門（内線 7053）

eメールアドレス；comp@unitedinv.co.jp

また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。

この団体は、当社が加入しています社団法人投資信託協会、及び社団法人日本証券投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。

この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

【特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター】

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電 話 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（月～金／9：00～17：00 祝日等を除く）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。

詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 当社への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と当社との話し合いと解決

## II. 当社の紛争解決措置について

当社は、当社の業務に関する紛争の解決については、上記の社内措置を講じるほかに、次の諸団体を通じて紛争の解決を図ることとしています。

### (i) 【特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター】

同センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています社団法人投資信託協会、及び社団法人日本証券投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。

当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、下記の連絡先にお申出下さい。

#### 【特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター】

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電 話 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（月～金／9：00～17：00 祝日等を除く）

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、及び当社への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

### (ii) 【東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、及び第二東京弁護士会仲裁センター】

上記いずれかのセンターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。

当社との紛争の解決のため、上記いずれかのセンターをご利用になる場合は、下記の連絡先にお申出下さい。

#### 【東京弁護士会紛争解決センター】

住 所 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3

電 話 03-3581-0031

（月～金／9：00～17：00 祝日等を除く）

F A X 03-3581-0865

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは、おおむね上記(i)と同様です。

詳しくは、同センターにご照会下さい。